

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

令和7年4月1日施行

表2 非住宅

単位：円(消費税含む)

評価方法	面積	用途	
		工場等※1	工場等以外※2
モデル建物法	300㎡未満	48,000	72,000
	300㎡以上 ～ 1,000㎡未満	60,000	83,000
	1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	84,000	131,000
	2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	94,000	223,000
	5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	108,000	257,000
	10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満	132,000	335,000
	25,000㎡以上 ～ 50,000㎡未満	168,000	409,000
	50,000㎡以上 ～	別途見積	別途見積
標準入力法	300㎡未満	108,000	144,000
	300㎡以上 ～ 1,000㎡未満	131,000	164,000
	1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	178,000	313,000
	2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	240,000	424,000
	5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	326,000	580,000
	10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満	372,000	692,000
	25,000㎡以上 ～ 50,000㎡未満	446,000	814,000
	50,000㎡以上 ～	別途見積	別途見積

※1 工場等とは、工場(評価対象が照明設備のみ)、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するもの。

※2 工場等以外とは、上記工場等の用途以外をいう。

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料注意書き

注意書き

(1) 住宅及び非住宅の用途が混在する建築物の手数料

住宅及び非住宅の用途が混在する建築物の手数料は、前記の表1又は表2によりそれぞれの用途に応じて算定した手数料を合計した額とします。

(2) 上記(1)のうち非住宅部分の用途が複数混在する建築物の手数料(非住宅の手数料に適用する注意書)

非住宅部分の用途が複数混在する建築物の手数料は、前記の表2により、各用途毎の床面積に応じて算定した手数料を合計した額、又は非住宅部分の総床面積に応じて(用途が工場等以外の場合の欄を採用して)算定した手数料に1.5を乗じた額のうち低い額とします。

(3) 増改築する場合の手数料

建築物を増改築の場合の手数料は、前記の表1又は表2により増改築に係る部分について算定した額とします。

(4) 計画変更等の手数料

① 建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「適合性判定」という。)を受けた後、計画変更をする場合(軽微な変更該当する場合を除く)の手数料は、前記の表1又は表2の手数料の2分の1とする。ただし、直近の適合性判定を他機関で受けた場合の手数料は前記の表1又は表2の手数料と同じとします。

② 適合性判定を受けた後、軽微な変更をする場合の手数料は、下記のA又はBに該当する場合は無料、またCに該当する場合は前記の表1又は表2の手数料の2分の1とします。

記

A 「省エネ性能が向上する変更」

B 「一定範囲内で省エネ性能が低下する変更」

C 「再計算により基準適合が明らかな変更」

(5) 確認申請と併願の場合の手数料

適合性判定に係る建築物の確認申請を併せて当センターに提出される場合の手数料は、前記の表1又は表2の手数料に0.9を乗じた額とします。ただし、0.9を乗じた額の1,000円未満は切捨てます。

(6) 再交付の手数料

適合性判定書の再交付は、1通2,000円とします。

(7) 手数料の減額

理事長が別途必要と認める場合、前記の表1又は表2の手数料を減額することができます。